

目黒区福祉のまちづくり整備要綱工事完了届写真報告の手引き

(1) 工事完了報告の手続き

工事が完了したときは、工事完了届による報告が必要です。写真報告でも可能としております。

(2) 写真報告注意事項

- ・完了届に必要な図書に写真を添付し、提出してください。
- ・撮影する箇所は整備項目を満たしている箇所のみで構いません。
- ・写真には撮影場所がわかるように番号を付し、平面図にも撮影位置、方向がわかるよう、当該写真番号を表記してください。

※例

<p>NO.1</p> <p>敷地内の通路 (遠景)</p> <p>整備項目を記入 して下さい。</p>	<p>整備項目それぞれの適合状況が 分かるような写真を添付して下さい。 例. 幅員が分かるようにスケールを置き、 全体が分かる遠景と、数値が見える近景等。</p>
<p>NO.2</p> <p>敷地内の通路 (近景)</p> <p>詳細な撮影状況を 記入して下さい。</p>	
<p>NO.3</p> <p>出入口</p>	

写真を撮る箇所の例(参考)

※記載している写真を撮る箇所は参考例です。

敷地内の通路	有効幅(一番狭い部分、2cm以上の段差がある場合はその部分を除く)、 段差がない状況、床仕上げ等 傾斜路を併設している場合はその高さ、有効幅、勾配、手すり、床仕上げ等
駐車場	障害者用駐車施設の幅、建築物までの経路、位置及び経路の標識等 障害者用駐車施設から建築物の出入口までの通路の有効幅(一番狭い部分)、段差がない状況、床仕上げ等
出入口(主要な出入口、その他の出入口)	戸を開けた状態の有効幅、戸の構造、段差がない状況、床仕上げ等
廊下(屋内通路)	有効幅(一番狭い部分)、1.2m以上とした場合の車いすの転回できる部分、 段差がない状況、床仕上げ等 傾斜路を併設している場合はその高さ、有効幅、勾配、手すり、床仕上げ等
階段	回り段のない状況、手すり、床仕上げ、踏面の識別への配慮、つまずきにくい 構造の配慮
エレベーター	出入口の有効幅、かごの大きさ(幅、奥行き)、設けた設備の設置状況、乗降 ロビーにおける車いすの転回できる部分